

宮代町議会ハラスメント根絶条例 検証のためのアンケート調査結果

令和8年6月
宮代町議会

「宮代町議会ハラスメント根絶条例」検証のためのアンケート調査結果

アンケート調査の結果

目的	「議会ハラスメント根絶条例」制定後、令和6年12月12日以降のハラスメントの実態を調査し、条例施行状況を検証するために本アンケートを実施するものである。
対象者・実施期間	職員：令和8年5月11日（月）～令和8年5月18日（月）
	議員：令和8年5月11日（月）～令和8年5月18日（月）
実施方法	メールにて依頼し、回収袋で課ごとに回収をお願いする。
回答者数	職員：198人/242人 81.8% 議員：13人/13人 100%

※このアンケート結果は、いただいたご意見をそのまま掲載していますので重複している場合があります。

	職 員	議 員
問1	あなたは、宮代町議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。	
	ある… 17 ない… 181	ある… 10 ない… 3
問2	あなたは、宮代町議会議員または宮代町職員が、宮代町議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。	
	ある… 59 ない… 139	ある… 12 ない… 1
問3	ハラスメントの認識ではなく、宮代町議会議員から意見・要望等に対し、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。	
	<input type="checkbox"/> 対応時間の長さ <input type="checkbox"/> 閉庁間際の対応	<input type="checkbox"/> 委員会傍聴の際の委員の発言に対する悪態。心理的安全性が損なわれる。
	<input type="checkbox"/> 過度な要求 <input type="checkbox"/> 話をしても着地点が見えない。	<input type="checkbox"/> 無視。他の議員との同じ行為に対する不平等な取扱い。
	<input type="checkbox"/> 意見の相違があった際に、こちらの考えは認めないような姿勢がうかがえるときがあった。どちらの考えが正しい、間違っているではなく、お互いの考えを尊重できる関係が望ましい。	<input type="checkbox"/> 委員会傍聴の際の委員の発言に対する悪態。心理的安全性が損なわれる。自分の意見を正しいと思い、受け入れてもらえるまで、執拗にまとわりつく。 <input type="checkbox"/> 口臭が強烈で話をするのも不快に感じる。
	<input type="checkbox"/> 担当業務以外に関する微塵の見解を執拗に求める行為。	<input type="checkbox"/> 上から目線の数々の言動。
	<input type="checkbox"/> 勤務時間外の対応	<input type="checkbox"/> 議員仲間を呼び捨てし、当たり前のように使い、親しいからと言って使用しているようだが、聞いていて不愉快、議員として意識の低さを露呈している。
	<input type="checkbox"/> 窓口における大声の張り上げ	<input type="checkbox"/> 常に議員をバカ呼ばわり、他人を敬う気持ちが見受けられない。
	<input type="checkbox"/> 自分の意見への賛同の強要を求められる。質問攻めで長時間の拘束を受ける。	<input type="checkbox"/> 「バカ・てめえ」などの言葉を発せられた。
	<input type="checkbox"/> 同じ主張を繰り返し、対応で長時間拘束される。	

○ある議員がアポなしで窓口に来庁し、宮代町のHPに記載のない統計情報を教えてほしいとの要望があった。当該統計情報については、定型業務で使用する情報ではないため、調査回答するのに10分~15分程度の時間を要した。回答後、議員から「回答するのに時間がかかった。宮代町には優秀な職員がそろっているのだからもう少し早く回答できないか」と不満を漏らし、退庁された。

○長時間にわたって窓口で大声で意見を言うこと。

○勤務時間外での対応。
○理不尽な要求

○自らの価値観を押し付けてくるような言動のとき。

○過剰な資料要求。

○事実誤認や持論によって職員に何かをさせようとする行動。

○過剰かつ理不尽な資料要求。
○勤務時間外での対応。

○他課への意見や要望を該当のない課へ業務終了後に話にくること。他課の状況を知って欲しいという事なのだろうが、答え方によっては新たな火種を生むことになる。

○ハラスメントと言えない部分もあるが、議員も出席するような場（地区の総会のような場所）で、意見が出た際に（その言葉が事実かもわからない状態で）、「まあ、そういうことだから頼むよ」的なニュアンスで、町民の方がいる前で声をかけられることがある。不明な点は「課に持ち帰り、検討します」と返事をしますが、みんなのいる前でちゃんと職員に伝えたぞ！といったパフォーマンスなのかはわからないが、会議等終了後に建設的に伝えてほしい。

○折り返し電話が欲しいと言われ、連絡先を確認したところ「それは知ってるはずだから言う必要がない」とため息をつきながら面倒くさそうに言われた。全職員が当然のごとく連絡先を把握しているわけではない。折り返しが遅けりゃ文句言ったりもするし、新たに職員に向けたクレームにもつながる。

○多分議員が住民1人から言われたような内容を、多数の人に言われたみたいな言い方で「〇〇を改善してほしい。」と要望風に投げかけてきたこと。

○日を変えて何度も同じ主張や意見、要望を繰り返された。
○他の議員への誹謗中傷を聞かされた（呼び捨て、バカ、あいつはダメだ）。
とりあえずの資料を作成したり時間を割かなければならず、通常業務への影響が生じる場合もある。

○市民の問題に対して一方の要望を聞いたのみで、行政として対応するべきと言われ困ったことがある。
○この件についてどう思うかと問われ、答えに窮すると、他の人には言わないから、と回答を迫られたことがある。また本人の見解と違う考えを言うと機嫌を損ねる可能性もあり、対応に苦慮している。

○住民が困っているとの理由だけで無理難題を訴えてきた。

○意見・要望を伝える際に内容と関係のない他の議員の悪口を言っていたこと。

○同じような内容での長時間の滞在。
○大きな声での対応。

○窓口で数分で解決するような質問を、「議会一般質問で出すから」と予告してくる。時間の無駄だし、地域に還元する気があるのかと不誠実さを覚えた。

○町職員が悪いことがあったかどうかははっきりしないのに、町職員が悪いことをやったと決めつけるような質問をしているように感じた。（理不尽な要求）

○過重な資料要求
○勤務時間外での対応

○窓口で長時間居座る、電話にて多種の質問攻撃、業務時間外にフロアを歩き回り「早くお帰りくださいね～」と謎の挨拶回り等々。

○特定の議員への電話や窓口での対応に、職員全体として多くの時間を費やしている。事務が進まないだけでなく、精神的な負担も非常に大きい。

○目立ったハラスメント行為には遭遇していない。

○勤務時間外に窓口に来て話をしているのをよく見かけますが、残った業務を処理するために残業しているのに、その対応で時間を取られてしまうのは自分が受けたら不快に感じます。

○長時間窓口で居座る。

○意見・要望ではないが、閉庁時間の直前に窓口まで来て、閉庁時間過ぎても話している議員がいるので、とても不快です。

○終業時間近くに窓口に来庁され、時間外まで質問される。話の最中、唾を飛ばす。「あいつは」と他課の職員の話をする。「そういませんか?」と、同意を求める。

○とにかく、閉庁時間ぎりぎりに来る。それがすべて。

○理不尽な要求
○過剰な資料要求
○勤務時間外での対応
○長時間の居座り

○時間外の対応

○意見のごり押し。

○長時間、複数回にわたる意見・要望。

○何度も電話や窓口で問い合わせしてくる。
○一度の対応が長い。
○他の議員や職員を呼び捨てにしたり、「あいつ」と言ったりする。
○椅子にふんぞり返って座る。威圧感があって怖い。
○約束の時間に遅れてくる。

○大量の資料要求
○「議員のいうことが聞けないのか」との発言

○理不尽な対応。

○職員の名前を呼び捨て。

○不愉快な体臭を放つ議員がいる。

○相手の予定等を気にせず、今対応するのが当たり前のように問い合わせしてくる姿勢。

○話し方が威圧的で、一方的に話す議員がいる。威圧的なため、話を聞いているだけで不快に感じる。

○ルールがあるにもかかわらず、自分の要望、要求が通るまで窓口で要求してくる。
○予算、決算の委員会質疑が事前通告制となったが、特定の議員は通告書に無い内容の質問がある。委員長は指摘するが、関連があるとして強引に質問を押し通す。良い制度なのに、ルールを守らない一部議員が不快に感じた。

問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。

○議員に対しての乱暴な言動（侮辱する発言、横柄な態度）
○議員の名前を呼び捨てにする。
○ちょっとしたことでのいざこざからの発展により、暴言を吐いたりする場面が見受けられた。

○職員を誹謗中傷する言動
○大きな声で職員の名前を呼ぶ等の言動

○議員の思惑通りに事が運ばないときに「バカ」や「アホ」などの暴言を繰り返し職員に発言し、威圧するような態度を見せていた。

○窓口における大声の張り上げ

○自分の意に沿わない相手（議員、職員）を罵倒、敬称をつけない、低レベル、バカ呼ばわり。
○自身の持論を展開し、これに沿わない場合対応時間が延び業務に支障
○緊急の案件でもなく昼前や昼休憩中など、相手の事情を考慮されず来庁
○社会人として、一定の節度とルールを持って相手と話せないのは問題ですね。

○大きな声で怒鳴る。

○必要以上長時間の持論展開（大声）

○窓口での叱責、罵声など。

○必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝（対応する様子を携帯電話で撮影し、個人名のわかる状態でSNSにあげた。）

○議員の質問に対して、納得するまで退席しないこと。
○意見に対する町の見解に納得しないからといって、長時間居座り続けるのは問題があると考えます。

○「ばか」などの暴言。

○時間外に職員に対して大きな声を出して脅しているようなところを見た。
○何度も同じ質問を繰り返して職員を困らせていた。
○議会だよりの書類等を職員にお願いしていた。

○大きな声を出す。
○相手を馬鹿にしたような返答をする。
○長時間職員を拘束する。

○某議員が他議員に対して侮辱的な発言や行動（女性議員を追いかけまわしたり、女性用トイレ付近で出てくるのを待ち伏せしたり）をしていた。私自身もバカなんだからなど侮辱的な言葉を投げかけられ、精神的な苦痛を受けた。

○議員辞職勧告に対する訴訟。他の議員に対する暴言、執拗な言いがかり。

○職員に対しても長時間の拘束を強いるなど仕事に支障がある。回答をしても自身の意見を押し付けようと同じ内容で拘束をしており無駄な人件費を費やしている。

○執拗に詰め寄られ暴言を吐かれる。

○議会だより編集の際、いきなり議長室、議会事務局から入ってきて、議員同士で口論となった。

○議会室のパソコンを私物化。
○「今日は逃げるんじゃないぞ」「ハラスメントしたのはこいつです」「そんなこといってんじゃないぞ、えせが」「えせでしようが。じゃあほらふきでしようよ」「何逃げてんだよ」「お前が横暴な事言ったんだろ」と服を脱ぎタンクトップ姿になり、肌を近づけて威嚇。
○委員会終了後「帰るなよ」とつきまとい。
○すれ違う時に「バカの〇〇（個人名）でめえふざけんなよ…」と耳元で小さな声で囁く暴言。
○議員視察時「バカの〇〇（個人名）…」「あほの〇〇（個人名）…。バカな奴は端にいけばいいんだ」「目ざわりなんだよ」という度重なる暴言。
○「ばか〇〇（個人名）謝れよ」と恫喝。
○顔の前にスマホをかざされ撮影される。
○庁舎通路で「ばかの〇〇（個人名）が…」と庁舎内に響き渡る大声で侮辱。
○議長の顔の前に指をさしながら大声で叱責。
○女性議員への暴言とつきまとい。
○議員へ対して「ばか、くず」などの暴言。
○委員会等の傍聴席からの「ばか、えせ」などの暴言。
○机を予算書等でたたき大きな音をたてて威嚇。

○集団による、委員会への立候補の阻止。行っていない行為を捏造し、SNSへ投稿。

○職員に対して「馬鹿」、「お前はダメな奴だ」といったような発言をすること。

○大きな声で怒鳴る、長時間居座る等。

○必要以上に長時間にわたる要求行為。
○大声での恫喝。

○庁舎外（時間外）で車中から職員をスマホで撮影など。

○常識外れの要求（○○事務の導入等）。

○議会や委員会の休憩時間に持論を展開する。あるいは暴言や誹謗中傷をするなど、職員の休憩時間の人権を無視した行動。

○議員から議員への公的な場での不適當な暴言・態度。

○議員同士の言い争い。

○議員が議員を罵倒していた。

○直接見聞きしているわけではないが、議会の会議の中で、議員から議員に対し、高圧的な態度で対応していた。対応していた議員は「怖い」と発言。また、その様子が動画でSNSに拡散されていた。

○窓口及び電話による長時間拘束や時間外に及ぶ対応を求められること。

○同じ話を繰り返す。

○長時間居座る、大声を出す。
○異様な行動だと客観的に見て感じられた。

○長時間（1時間以上）に及ぶ窓口対応で、議員の考え方お意見を繰り返し聞かされ、同意を求められる。

○自分の意に反する考え方・意見を述べると納得せずに、窓口対応が長期化し、対応を打ち切ることが非常に困難になる。

○閉庁時間後しばらくたっている時間帯に、到底急ぎとは思えない内容の質問をされ、回答を求められた。また、自らの考えや意見を述べてきた。そもそも、閉庁時間なっても庁舎内に居る理由がわからない。

○目立ったハラスメント行為には遭遇していない。

○課長に対して町政に関係のないプライベートな話を持ち掛けていた。

○課長への用か怒鳴り声で時間外の対応を求めていたシーンを目撃しました。課長が対応していましたが、あまりいい気持ちはしませんでした。

○怒鳴る

○モラルハラスメント・スメルハラスメント。

○相手を罵倒したり、恫喝と足りする行為。

○人格否定の言動、見下した言動、呼び捨てで呼ぶ。

○議員・職員に対して付きまとって話しかけていた。

○必要以上に強引な接触で不快な行動。

○女性議員を威圧する行為。

○他の議員を呼びつけ、相手をバカとかの発言。

○勤務時間外での対応。

○自分の質問に対し、職員からの回答が意に沿わない内容であったため度々質問を重ね必要以上に窓口に滞在し、厳しい口調で怒鳴られるように話をする当該議員に対し、別の職員が注意したところ、当該議員がそれに言い返し、自分のスマホでその姿を撮影し始めた。「撮影しないでください」と職員は言ったが当該議員は撮影を辞めなかった。

○閉庁時間間際に窓口に来て、回答に時間がかかる質問をしていた。

○職員の退庁時間を遅延させる。女性職員に対して色目を使っている。

○業務に関係のない個人に対する暴言、既に回答済みの内容を毎回執拗に同じ質問を繰り返す行為、就業時間外に退庁せず話始め、職員の行動を拘束・阻害する行為、TPOを弁えない服装で性的に不快にさせる行為、議会・委員会中に一方的に声を荒げ、侮蔑・侮辱する発言を行う行為、議会・委員会中に他の議員に敬称も付けずに悪態をつくような行為。

○窓口において執拗な問合せは、今思えばハラメントだったのだと思う。

○理不尽な要求。

○声が大きく執拗な聞き取り。

○委員会中に突然、資料を机にたたきつけて大きな音を出したり、不適切な暴言を発する場面があり恐怖を感じた。

○自分にではないが、上司等に執拗に謝罪を要求したり、勤務時間外にもかかわらず職員に対応を要求したりする行為を目撃し、不快に感じた。

○頻繁に電話をかけてきて、長時間（30分～1時間）にわたり一方的に持論を展開する。

○他の職員や町長、議員を呼び捨てで呼ぶ。

○他の職員や町長、議員の批判をする。また、これに対して同意を求める。

○議員から議員に対する暴言。

○産業祭準備の際、イベントに使うための缶バッジを200個作ってくるよう要求されていた。缶バッジを作るためには、材料費も手間もかかる。イベントで缶バッジを使うのであれば、イベントの会計から材料費を払うべきだし、その職員だけに作成させるのではなく、要求してきた議員も含め、実行委員が行うべきだと思う。要求された職員は「議員さんに言われて断れなかった」と言っていた。立派なパワハラだと思う。

○必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝。
○理不尽な要求。
○毎回同じような内容のことでしつこい。

○暴言（バカ）

○大量の資料要求
○執拗な問合せ

○職員としては、立場的に同意や意見が言えないような、ほかの議員から自分の意にそぐわない対応を受けたことに対して、窓口等で同意や意見を求められることがあると聞いたことがある。聞いただけでも不快だが、実際に対応した職員も不快だと思う。

○理不尽な対応。

○理不尽な要求
○過剰な資料要求
○勤務時間外での対応

○馬鹿にしている。
○下に見ている。

○挨拶をしないことについて、執拗に叱咤していた。
○大声で「てめえ」「バカ」など、相手をけなす言動をした。

○長時間の拘束。
○暴言。
○理不尽な言いがかり。

○会議等で大きな声で何かを言っている。
○職員が長時間電話や窓口対応をしている。
○急ぎではない要件で、昼休みや時間外も対応している。

○議員同士のやりとりになりますが、議事事務局付近において、特定議員が他議員に対して、大きく威圧的な声で持論を主張する、相手を責め立てる、侮辱に当たるような言葉を投げかけるなどの場面が、度々見られました。通常の会話とは異なるため、窓口のお客さんが驚いたり、近くの職員が業務に集中できないほどの状況がございました。

○常態化しすぎており、覚えていない。

○自分が納得できる答えが返ってくるまで、同じ主張を何度も長時間にわたり繰り返している。

○勤務時間外での対応。
○悪口を大きな声で言う。

○長時間の叱責。
○大声での討論。

問5 ハラスメントは誰からありましたか。

現宮代町議会議員…	57	現宮代町議会議員	11
元宮代町議会議員…	0	元宮代町議会議員	0
両方…	2		

問6 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。

誰にも相談しなかった	44	議長、各議員、議会事務局、総務課長、副町長、弁護士、警察
総務課	2	議長
上司	4	事務局長。執行部課長。
同僚	1	事務局職員
家族	0	議員が所属する他の議員
友人	0	
その他	3	

問7 ハラスメントがあった際、何か対応しましたか。

●「した」 答えた方の行動

○内部で情報共有、上司に報告

○暴言をやめるよう議員に伝えた。
○ハラスメントを受けた職員には、議長へ申し出る意向があるか確認をした。

○課内で共有した。

○上司に対応内容の報告及び対応記録の作成。これらはのちに言った言わない論にならないようにするための記録と情報共有。

○複数人で対応をするようにしている。

○考え方の相違による要求であったため、出来ないことを伝えつつ、更なる要求に対しては受け流した。

○相手に対する意見・反論等。

○某議員にハラスメント行為をやめるよう注意をした。証拠保全のため動画撮影を行った。

○一度報告書を出した。

○映像・音声の確保
○その場で本人に「ハラスメントです」と言っている。

○動画を撮る。

○時間を区切る。
○関係のない話は、議長、委員長に言って断る。

○上席に報告。

○相手方の移行に従った。
○傾聴した。

○記録に残した。

○相手に対する意見・反論等。

○議会だよりの編集中心だったので、出ていくよう求めたら出ていった。

○所属する会派の議員に伝えた。

○各機関への相談。ハラスメントの申出。一人の目を狙った卑劣なハラスメント行為（つきまとい、パーソナルスペースを超えての接近、恫喝、尊厳を傷つける暴言など）を行う事に対して、自分の身を守る為の動画撮影。

○行為をやめるよう注意した。

●「しなかった」と答えた方の理由

○ハラスメントだと感じた議員は、議長へハラスメントに関する申出書を提出し、議会に対応するため。

○当該議員が以前からそのような発言をしていることは全庁的に周知の事実であり、改めて報告する必要性を感じなかった。

○ハラスメントを行う方は、そもそも価値観が常人とは異なるのです。「町のためなので、自分は嫌われても構わない」と公言しているため、難しいでしょう。

○相談や対応をしても改善はされないだろうと諦めている。

○当事者ではないから。

○組織として対応が期待できないから。対応しても無駄であるから。

○恐らく、「『長時間居座る』とはどの程度の時間のことを言うのか?」、「どこにルールが示されているのか?」などといった話になり、結局解決しないことが分かりきっているので、相談しません。「常識」という曖昧なものでは、理解が得られないので、常識的なコミュニケーションができません。

○課長や副課長などの役職者が対応していたため。

○当事者でなかったため。

○どのような対処ができるのかわからなかった。

○自分自身に対するハラスメント行為ではなかったため。

○当事者でないから。

○相談しても解決しないと思ったから。

○ハラスメントの報告が数多く提出されているにもかかわらず、対応されなかったため。

○ハラスメント行為が頻繁にあり、報告してもそれ以上の進展が難しいと感じた。

○本人に言っても直らないし、相手にするだけ無駄な時間を費やしたくないから。

○とりあえずは様子を見ようと思った。

○委員会の場で公然と行われていたため。

○結局、取り合おうとしない、若しくは取り上げない。

○できない要求のため。

○時間が無駄になる。

○ハラスメントかどうかを決めるのは本人だから。

○ことを大きくしない方が良いと思ったから。

○自分の意見と異なる考え方や意見を述べると納得せずにヒートアップしてしまい、窓口対応が長期化し、精神的な負担を伴うほか、他の業務に支障をきたすため、ある程度、主張等を許容せざるを得ないと考えているため。また、その日の対応を意に沿わない形で打ち切った場合、翌日以降の対応が余計困難になるだけなので、上述のような対応をせざるを得ない。

○しても解決しない。病院受診が必要と感じられるが、本人はそう感じていないので難しい。

○プライバシーの保護に十分配慮することにはなっていますが、議員に措置の理解・納得を得るためにはそれなりの説明が必要となることが考えられ、このプライバシーと説明のバランスが非常に難しいと思います。相談をして措置がされた場合のリスク（個人が特定される可能性がある。議員は訴訟を起こされていてまだ継続している。いやがらせと思われることをされている職員がいる。）を考えたら、職員は、議長に相談をしないし、申し出もしないと思います。そう考えている職員が少なからずともいるということを受け止めていただきたい。

○精神状態や行動が通常ではない人と割り切って、我慢している。

○複数で対応されていたため。

○職員として対応に回答しなければならぬと思う面もあり、どこからがハラスメントなのか線引きが難しいと感じたため。

○そもそも組織が対応しないからといっても無駄。こんなことが何年続いているのか。県内某市議の除名処分のように対応してほしい。

○やり過ごすしかなかった。周りの職員もそうするしかなかった。

自分がハラスメント行為を受けたわけではなかったため、特に対応はしませんでした。（現場にいて、その状況を目撃していた職員の中には、総務課へその内容を伝えてくださった方がいました。）

当事者ではなかったこと、ハラスメントを行った職員と町職員が面談中に起きていたため。

要求されていた本人が、「事を荒立てたくない」、「今後の関係性に悪影響が出たら困る」と要望したため、励ますことしかできなかった。

自分が受けたものではなかったから。

長年にわたり日常的な行為となっているため・多くの職員が諦めている。

仕返し等を受けたくないため。

当事者でないから。2件

わからない。

上司を含め、課の事務所にいるほとんどの職員が聞いていたため。

当事者でないから。

常態化しすぎており、逆に対応の必要がなかった。

議会事務局所管のため。

何もできないことがない。電話や窓口の初期対応をきちんとやるのみ。

すでに上司が議員の対応をしているため。

当方が直接受けたことではないため。

問8 議会ハラスメント根絶条例制定後、どのような変化が見られましたか。

これまでの言動と変化なし。
制定したものの変化は見られない。

職員の安心感は増したような気がします。
一定のハラスメント抑止力はあると思うが、当人の根本的な性格を変えるまでの効果は感じられない。

相手が持論に沿わないケースで興奮するのは変わらないようです。

条例制定の意味がない。

条例制定の効果は薄いように感じる。

罰則がないことをいいことにやりたい放題のままである。悪質さも増しているようにさえ感じる。

根絶条例としたが改善は見られない、やっている議員は自分がハラスメントをしている自覚がない。議長に報告する際に、証明する動画や音声がないと話し合いも平行線でその先に進むのが厳しいと思う。

まったく機能せず、変化はなく、さらにひどくなっている。

なにも変わらない。

変化なし。

○明らかなハラスメント行為がありながら、誰も処分されていないところを見ると、実質的には何も変化していないと考えています。※正直、処分された方がいるかどうかも分からないので、毎年、職員に分かる形で、処分があったかどうか知らせてほしい。

○時間外での対応が減ったと思われる。

○まだ実感がない。

○当該議員が職員を拘束している光景をあまり目にしなくなった。

○特に感じていない。

○変化はないと思う。

○特に感じていません。

○目に見える範囲では、議員から職員へのハラスメントは減ったように見える。

○特に変化はない。

○変わらない。

○変化は特にみられていないし、おそらく当事者も議員活動として当然の行為という認識であり、職員がそれに対応することは公然として当然だと認識しているであろうことから、以降においても改善される見込みはない。

○客観的には変化を感じられない。

○特に変わらない。

○まだ施行されて間もないこともあり、現時点で目に見える変化は感じないが、個々の議員の中でハラスメント的な行動は絶対許さないという意識が構築されていればいいと思う。

○大きな変化は見られない。

○条例制定の効果がある。

○自分自身は、議員と接触する機会が少ないため、大きな変化を感じませんでした。声を上げやすくなったと思います。

○事前質問、一人の持ち時間等により、拘束時間や精神的な負担軽減につながっているが、ハラスメント行為をする議員がいる以上大きな変化は感じられない。

○条例制定の一定の効果はあったと思うが、理不尽な要求や不快な言動はある。

○制定以前に比べると、職員に対するハラスメントは減っていると聞いている。一方、議員に対しては、制定以前と全く変わりなく、注意を受けても改善する姿勢はなく、ハラスメント行為は常態化している。ハラスメントを根絶する、という強い意志をもって全議員で策定したにも関わらず、意図的にハラスメント行為を繰り返し替えるのはさらに卑劣で悪質である。

○変化無し。事案によっては、さらに悪化。

○職員の方に対しては、恫喝や机をたたくなどの行為は無くなった。

○特定の議員に対して、人として、他人に接してほしい。

○何も変わらない。

○大きな変化は見られない。

○ハラスメント行為は少し減ったと思う。

何も変わっていない。そもそも本人はハラスメントをしている意識がないから行為に対して反省もしないし罪悪感も持っていない。

荒い言葉は無くなったように感じます。ただし、ある種のしつこさは従前と変わらない。

窓口で質問を受ける際に、怒鳴るような言い方での質問はなくなったように感じますが、自分が目撃していないだけかもしれません。

特に変化は感じられない。

変化があったようには見えない。

何も変わっていない。

変化は見られない。ハラスメント行為をしている本人にその自覚がなければ行為は無くならないし、被害にあった人の救済措置があるのかないのかよく分からない。今回の様に泣き寝入りしている人がいるのではないかと思う。

特に変化はなし。

全く変化なし。

わからない。

見られない。

変化なし。

わからない。

条例制定後変化は見られない。

気にしていなかったためわからない。

比較対象情報がないため、変化があったか判別できません。

以前より回数は減っているかもしれないが、執務室横で仕事に、不穏になる会議の様子が伝わって来て、それが時々廊下にまで及ぶことがり、ストレスを感じる。

よくわからない。

変化は感じられないので、あまり意味がないように思う。

議会室内での大声での言動は変わっていない。

問9 ハラスメントについて、ご意見等あればご自由にご記入ください。

○議員会での言葉のやり取りの中で暴言かなと思うような場面も見受けられる。「根絶」には二度と起こさないという意味も含め、議員の強い決意により「根絶」を入れた経緯があると思うので、制定するときに議論していた気持ちを忘れず、議員一丸となった議会運営に取り組んでいただきたい。

○自身が「恥ずかしい」と感じていただければ、改善はないでしょう。

○当人がハラスメントの意識がないので変わらない。

○今回の対象の方は、一般的な対応では難しい。彼の病的ともとれる個性は専門の方の指導を仰げば改善の余地があるのかどうか。

○ハラスメント根絶条例は、実質的な効果はない。しかし、こうした条例があることで、このようなアンケートが実施され、その結果、ハラスメントが未だにあり、そのことが関係者に対して明らかになる。それだけでも意味があると考えます。

○自分が受けたものがハラスメントと言えるかわからないが、自分では対応できない（というより、誰も対応できない）質問のため「課長にお伝えします。」と回答したら、敬語の使い方が間違っていると怒られた。「課長は身内だから『お伝え』のような、丁寧な言葉を使用するのは違う」というご高説を賜りました。

○条例を制定して終わりではありません。形骸化することがないように、ハラスメント行為に対して実効性のある厳格な対応を要望します。

○現状では法的なハードルもあり、対処が難しいと感じている。まずは、第三者委員会を実施して判断をいただく。ハラスメント認定された場合、現行法に従い公開をして町民に周知する。ハラスメント条例にあらたに辞職勧告などを規定し、実施することが必要かと思う。また、ハラスメント条例に限らず、議員としてふさわしくない者には辞職勧告を提案すべきである。さらに、事案によっては警察に告訴や被害届など検討すべきと考える。

○動画や録音などの事実を証明するものがないと難しい。

○何を言ったら、したら「ハラスメント」なのか理解されていない方に対して、カウンセリングなり研修なり受けるように促せることが出来たらいいと思う。ペナルティを与えるなど。

○ハラスメントの条例を制定したのだから、件数や内容の公表は年度ごとに公表すべき。予算を確保しているのだから、第三者委員会を開き解決に持っていく。対応しないと、本人が悪いと意識できないし正当化し、ハラスメントの解決にはつながらない。

○ハラスメントを繰り返す議員は、その態度はきっと直らないと思う。彼を選んだ町民の気持ちがわからない。

○議員の仕事、役割の自覚や研鑽が無く、「好き・嫌い」といった感情が最優先され、論理的に施行せず、軽々に「同一のターゲットに対するいやがらせを行う集団に属しているから安心。」と思われるようなことから、ハラスメントであるとか法令遵守の意識とかを考えずに行われていると思われる行動・発言が多すぎることは、宮代町議会として大変情けなく、また、恥ずかしい状況である。

○一言一句や自らの行動にも注意をして行くとともに、これからは根絶に向けて努力して行く。

○この条例は特に実効性が求められるにも関わらず、行動を起こさない、あるいは、この条例を意識した行動にならない議員がいるのは残念である。

○事実無根（持論）、あるいは、法令を勝手に解釈する、判断する立場にない人間が勝手に違法だなどと決めつけて意見するなど、議会内外問わず、常識、一般論が通用しない人間がいることに嫌気がさす。

○議会内外問わず、常識、一般論が通用しない人間がいることに嫌気がさす。本人次第で変わるものも変わらない。

○相手が理解しないと意味をなさない。

○町政に対しての意見や震源、報告等は必要であると認識しているが、職員の見解や主張を聞き入れずにただ同じ主張の繰り返しを聞くためだけに長時間拘束されるのはお互いに不毛になってしまう。建設的な話があればお互いにとっても町にとってもよりよくなるのだが。

○ハラスメントとまでいかないかもしれませんが、庁舎の廊下で議員さん同士が怒鳴り声で喧嘩をしているのはよろしくないと思います。聞いている側（町民等）が不快感を感じてしまったと思います。

○職員個人が病まないよう、町長、副町長、教育長等トップが先頭に立って対応いただきたい。

○条例制定前と制定後での変化を把握することも大切だと思いますが、問2、問3、問4全てに該当する場合は、問4についてどのように回答すれば良いのでしょうか。

○本条例が風化されず、実効性のある条例であり続けることを願います。

○すでに対応が済んでいる事柄において、自身の望む対応を町がしない限り永遠に追及し続けるのではないかと思うと恐怖感と嫌悪感しかない。

○早く対応してください。

○開庁時間中の議員対応は、何ら問題ありませんが、閉庁時間ぎりぎり若しくは、時間外における対応は、謹んでいただければ良いと思います。

○条例を制定しても、現実的にハラスメント行為は改善されない事が分かった。卑劣な行為をしても、なお議員として扱われる現状が、彼の悪質で異常性のある言動を助長しているのではないかと感じる。アンケートを書くにあたり、度重なる、つきまといや尊厳を傷つける暴言、謝罪の要求などの恫喝行為を再び思い出し、気持ち悪く吐き気がした。

○ハラスメント行為への認識をしっかりと持つように心がけることが大切だと思う。

○受け取る側がハラスメントであると感じなければハラスメント行為に該当するものと思いますが、「こういうことを言うとハラスメントだと言われるかもしれませんが」など、ハラスメント行為に該当していることを少なからず認識しながら、上記の言葉を前置きすることで免罪符になると思ってハラスメント行為を行っている方を見ると、やるせなさや憤りを感じます。職位に関わらず、安心して業務に取り組める職場であって欲しいと思います。

○条例があっても、ハラスメントを行っている本人の自覚がない限り、変わらない。

○制定後、どのような申出（対応）があったのか、公表した方が良いと思います。

○ハラスメントに直接関係しないかもしれませんが、職員を呼び際に、役場の窓口のカウンター越しに、苗字ではなく名前を大きな声で呼び捨てにする議員がいます。プライベートでは許されるかもしれませんが、場をわきまえていただきたいと思いますが。親しき仲でも礼儀は必要です。

○自身がいつ被害を受けてもおかしくないため、不安。

○何分以上の接客は（場合により）、終わりにすることができるフレーズを共通で使うなどのルールがあってもいいのでは（雑談に応じる等、対応に個人差がないようにする）、お話がはずむ職員は長くなりがちなのかと思いますが、だとしたら窓口ではないところでお話していただくとかの配慮をお願いしたいです。

○会議で大きな声で話されているときは、特定の方に向かって（特に女性）ようにお見受けするので、関係ないこちらが見ても、とても不安な気持ちになります。

○ハラスメント根絶に取り組む議員さんを応援しています。

○不快なので、早く無くなって欲しいです。

○同じ議員であるのにもかかわらず、相手の立場を重んじていないのは、その方の性格なのでしょう。